

学校感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止になります。なお、治癒または感染の恐れがなくなり登校する際には、保護者の方が別紙「治癒報告書」を記入し、学校へ提出してください。

記

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

※上の表の種別は学校保健安全法に基づくもので、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく分類(二類、五類など)とは異なります。

出席停止期間の基準

【インフルエンザ】		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症後 (5日目を経過)	
例1	発症2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校 可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

【コロナ】		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症後 (5日目を経過)	
例1	発症2日目に 軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目			登校 可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症5日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目	登校 可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※発症とは発熱等の症状が表れた事を指します。日数を数える場合は、発熱した日を含まず、翌日を第1日と数えます。解熱も同じく、解熱した翌日を第1日と数えます。